

炉心損傷等の定義に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年三月八日

参議院議長平田健二殿

水野賢一

炉心損傷等の定義に関する質問主意書

原子力安全・保安院は、平成二十三年四月十八日に行われた会見において、原子力発電所の炉心の壊れ具合には「炉心損傷」、「燃料ペレットの溶融」及び「メルトダウン」の三段階あり、それについて定義している。

そこで、以下質問する。

一 政府は原子力発電所事故による炉心の壊れ具合について、前記の三段階に分類しているのか。また、三段階に分類しているとすれば、それぞれどのような状態を指すのか、具体的に明らかにされたい。

二 政府は「炉心溶融」という用語も用いているが、「炉心溶融」とは政府の定義ではどのような状態を指すのか、具体的に明らかにされたい。また、「メルトダウン」と同義か。

三 東京電力福島第一原子力発電所の事故では、同原発の各号機は前記の分類のうちどの段階に位置づけられるのか、政府の見解を各号機別に時系列で示されたい。

右質問する。

